

お知らせ

問＝問い合わせ、申＝申し込み

北 区 役 所

紫野東御所田町33-1
☎432-1181(代表)、Fax 432-0388
開庁日 土・日・祝日、年末年始

ご来庁の際は、環境にやさしい公共交通機関
をご利用ください。



自然と文化のまち北区

相 談 (無 料)

- 弁護士による法律相談**

日時 毎週水曜日 午後 1 時 15 分～ 3 時 45 分
場所 北区役所 3 階会議室
※正午から整理券（先着 15 人）を北区役所 3 階区民ふれあい相談コーナーで配付します。
（受付：午後 3 時 25 分まで）
問 地域力推進室広聴担当 ☎432-1208

■**行政相談員による行政相談**

日時 4 月 21 日（木）午後 1 時 30 分～ 3 時
5 月 19 日（木）午後 1 時 30 分～ 3 時
場所 北区役所 3 階会議室
問 地域力推進室広聴担当 ☎432-1208

■**行政書士会による相談**

日時 4 月 28 日（木）午後 2 時～ 4 時
場所 北区役所 3 階会議室
問 京都府行政書士会第 4 支部事務局 ☎762-0505

■**司法書士会による相談**

日時 5 月 12 日（木）午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分
場所 北区役所 3 階会議室
問 京都司法書士会 ☎241-2666

福 祉

- 国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ**

保険料の納付は、口座振替が便利です。
申込みは、領収書または納入通知書など国保記号番号（後期高齢者医療制度の場合は被保険者番号と徴収番号）の分かるもの、預（貯）金通帳、口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口へ。（申込みから振替開始まで 1 カ月半から 2 カ月程度かかります。）
＊国保の口座振替は、一部の金融機関については、キャッシュカードで手続きできます。
申込みは、保険年金課窓口まで。また、特別徴収（年金からの引落し）の対象の方で、口座振替への変更を希望の場合は、口座振替の申込みと併せて、納付方法の変更を保険年金課までお申し出ください。

問 保険年金課資格担当 ☎432-1257

就職、引越しのシーズンです。国保の届け出はお忘れではありませんか。
職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高齢者医療の被保険者の方以外は、国保への加入が必要です。また、次のような場合は、該当したときから 14 日以内に保険年金課への届け出が必要です。
○国保に入るとき
①退職などで職場の健康保険や国保組合をやめたとき。
②入国および他の市町村から転入したとき。
○国保をやめるとき
①就職などで職場の健康保険や国保組合に入ったとき。

- ②出国および他の市町村に転出するとき。
加入の届け出が遅れた場合、遅れた期間の保険料はさかのぼって（最長 2 年）納めていただくことになりますが、届け出の日までに支払った医療費は、届け出が遅れたことにつき、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、全額自己負担となりますのでご注意ください。

問 保険年金課資格担当 ☎432-1257

休日・夜間に保険料の納付相談を行います。
平日の来庁が困難な方は、この機会にぜひご相談ください。
4 月 17 日（日）午前 9 時～午後 4 時
4 月 25 日（月）午後 5 時～ 7 時 30 分
問 保険年金課徴収推進担当 ☎432-1265

■**国民年金からのお知らせ**

学生の方で、本人の前年所得が基準以下の場合は、国民年金保険料の納付が猶予されます。（学生納付特例制度）
申請される場合は、学生証などが必要です。
○**学生納付特例制度の対象者**
大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（1 年以上の課程に在籍）などの昼間部、夜間部、定時制、通信制課程に在籍する学生、生徒
○**学生納付特例期間の取扱い**
老齢、障害基礎年金などの受給資格を判断する期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。
○**学生納付特例基準**
申請者の前年所得をもとに、承認できるかどうか決定されます。（失業や火災などの災害により、納付が困難になった場合は、所得に関わらず承認される場合があります。）
○**前年度、学生納付特例が承認された方**
引き続き申請される方は、年金事務所から送付された申請書（ハガキ）を 4 月中に提出してください。

問 保険年金課保険給付・年金担当 ☎432-1273

■**後期高齢者医療制度からのお知らせ**

平成 28 年度の後期高齢者医療保険料の額や納付方法は、次のとおりです。
○**特別徴収（年金からの引落し）の方**
4 月、6 月、8 月の特別徴収額は、2 月と同額となります。今年度の正式な保険料額と、10 月以降の特別徴収額については、7 月にお知らせします。
今年 4 月から新たに保険料が特別徴収となる方の特別徴収額は、前年度の保険料額に基づいて決定し、お知らせをお送りします。
○**普通徴収（納付書による金融機関での納付または口座振替）の方**
4 月～6 月の納付はありません。今年度の保険料額と納付額は、7 月にお知らせします。

問 保険年金課資格担当 ☎432-1257

■**平成 28 年度介護保険料通知書の送付について**
京都市の介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上の方）に、今年度の介護保険料の通知書を、4 月下旬までにお届けします。
今回の通知書は、前年度の市民税をもとに仮計算したもので、今年度の市民税が確定した後に保険料を計算し直し、7 月に通知書をお届けします。
納付書が付いている場合は、毎月、納付期限までに最寄りの金融機関またはゆうちょ銀行（および郵便局）で直接お納めください。（すでに口座振替を利用の方は、通知書のみお送りします。納付書は付いていません。）
なお、2 月が特別徴収（年金からの保険料の引落し）であった方については、今回の通

知はありません。4 月・6 月・8 月の特別徴収額は 2 月と同額の保険料額となります。今年度の市民税を基に計算し、確定した保険料額と 10 月以降の特別徴収額は、7 月にお知らせします。前年度の保険料が大きく変更になった方などについては、申請により 8 月の年金からの特別徴収額（仮徴収額）を変更できる場合がありますので、5 月中に下記問合せ先にて手続きを行ってください。

問 福祉介護課介護保険担当 ☎432-1364

北青少年活動センター

紫野西御所田町 56 北区総合庁舎西庁舎 3 階
☎451-6700、Fax 451-6702
開館 平日・土：午前 10 時～午後 9 時
日・祝：午前 10 時～午後 6 時
休館日 毎週水曜日

- 春から心機一転！ボランティアをしませんか？**
地域の清掃やお祭りに関わること、子どもと関わることなど様々なボランティアがあります。春から何か始めたいという方、一度センターまでお問い合わせください！
対象 京都市内に在住・通学・通勤の中学生～30 歳までの方

北青少年活動センター

検索

北図書館

紫野雲林院町 44-1 市バス「大徳寺前」
☎492-8810、Fax 491-5033
開館 平日：午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分
土・日・祝：午前 9 時 30 分～午後 5 時
休館日 毎週火曜日

- ①**平成 28 年度子ども読書の日 記念事業おたのしみ会**
4 月 20 日（水）、23 日（土）、30 日（土）

②**赤ちゃん絵本読み聞かせ会**
4 月 18 日（月）、5 月 9 日（月）
＊①、②ともに午前 11 時～

■**テーマ図書**

ミニ展示 1 「おでかけしよう」、「憲法」
ミニ展示 2 「おいしい本」、「お天気の本」
児童向けミニ展示 「みどりのほん」「のりもののいろいろ」

絵本ミニ展示 「のりもの」、「とりのえほん」
移動図書館「こじか号」巡回（☎801-4196）

月日	時間	場所
5／12 (木)	午前 10 時～10 時 40 分	岩戸落葉神社 氏子会館
	午前 11 時～11 時 40 分	中川小学校
5／19 (木)	午前 10 時～10 時 40 分	雲ヶ畑小・中学校
	午前 11 時 20 分～ 11 時 50 分	大宮小学校
	午後 1 時～1 時 30 分	原谷苑東門前



市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール
午前 8 時～午後 9 時（年中無休）
みなここ ごようはここ
☎661-3755 FAX 661-5855
※番号のお間違いがないようご注意ください
Eメール（ホームページから）

京都いつでもコール

検索